

## 別紙2

### 水銀排出施設の水銀排出基準

水俣条約の 附属書D	水銀排出施設		排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ) (注 1,2)		
	別表 第 3 の 3	分類	新設	既設	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	1	小型石炭混焼ボイラー (注3)	10	15	
	2	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー	8	10	
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業 金)製造に用いられる精錬及び焙 焼の工程	3	一次施設	銅又は工業金	15	30
	4		鉛又は亜鉛	30	50
	5	二次施設	銅	50	300
			鉛又は亜鉛	50	400
6	工業金	30	50		
セメントクリンカーの製造設備	7	セメント製造の用に供する焼成炉	50	80 (注 4)	
廃棄物の焼却施設	8	廃棄物焼却炉(一般廃棄物、産業廃棄物 焼却炉、下水道汚泥焼却炉)	30	50	
石炭火力発電所	9	石炭ガス化複合発電施設(IGCC 施設)	8	10	
廃棄物の焼却施設	10	水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	

(注 1) ガス状水銀及び粒子状水銀を合わせた全水銀を測定対象とする。

(注 2) 酸素換算は、石炭燃焼ボイラー6 %、セメントクリンカー製造用焼成炉 10 %、  
廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉 12 %、IGCC 施設 16 %

(注 3) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼  
能力が重油換算一時間当たり 100,000 L 未満のもの。

(注 4) 原料として使用する石灰石 1kg 中の水銀含有量が 1 月当たり平均 0.05 mg 以上であるものについては、  
原料として使用する石灰石 1kg 中の水銀含有量が連続した4ヶ月について 1 月当たり平均 0.05 mg 未満  
となるまでの間、 $140 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$  とする。